

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第479号）

〔納入通知書関係文書不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年1月13日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和2年8月3日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求内容）

- 「1. 教育委員会が情報公開をするにあたり、請求人に対して公開決定をしてから納入通知書を送付するまでの標準処理期間がわかる文書
2. 教育委員会が情報公開をするにあたり、請求人に対して公開決定すると同時に納入通知書を送付することができる場合とできない場合の違いがわかる文書
 3. 教育委員会が情報公開をするにあたり、請求人に対して納入通知書を送付するにあたり、公開決定とは別途の決裁による意思決定が必要であることがわかる文書（高等学校課〇〇氏の説明による）」

- 2 令和2年8月13日付けで、実施機関は、本件請求に対し、「本件請求文書については、作成していないため、管理していない。」という理由を付して条例第13条第2項の規定により不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- 3 令和2年8月17日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

請求事項3.について、情報公開に際して請求人に対して納入通知書を送付することは当然のことであるため、公開決定とは別途の決裁による意思決定は必要ではなく、併せて納入通知書を送付する旨を附記して決裁すれば良いにも関わらず、高等学校課職員がそれができないと主張しているため、その根拠となる文書が存在しているのは当然である。よって公開すること。

- 2 反論書における主張

条例においては、「第18条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該公開決定に係る行政文書を公開しなければならない。」と定めており、弁明は明らかに失当である。また、費用を納めたのに放置している公開請求が多く存在しており、職員の怠慢は明らかである。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

- 1 弁明の趣旨
本件審査請求を棄却する裁決を求める。
- 2 弁明の理由
行政文書の公開決定にかかる意思決定とそれに伴う費用の納付にかかる意思決定について、同時に行うか否か定めた文書は作成されていないため、管理していない。
- 3 結論
以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

- 1 条例の基本的な考え方について
行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。
- 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について
本件請求の内容は「3.教育委員会が情報公開をするにあたり、請求人に対して納入通知書を送付するにあたり、公開決定とは別途の決裁による意思決定が必要であることがわかる文書」であり、審査請求人は審査請求の理由として、「情報公開に際して請求人に対して納入通知書を送付することは当然のことであるため、公開決定とは別途の決裁による意思決定は必要ではなく、併せて納入通知書を送付する旨を附記して決裁すれば良いにも関わらず、高等学校課職員がそれができないと主張しているため、その根拠となる文書が存在しているのは当然である」旨を主張するため、以下検討する。
行政文書公開請求の手續において請求者が対象文書の写しの交付を希望する場合、条例第38条により、「公開請求をして、行政文書若しくは法人文書又はこれらを複写したものの写しの交付（略）を受けるもの」は「写しの作成及び送付（略）に要する費用を負担しなければならない。」旨を定めているため、実施機関は、条例に基づいて行う公開決定等に係る意思決定並びに条例第38条及び大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第22条に基づいて行う写しの作成等に要する費用の調定に係る意思決定がそれぞれ必要となる。事務の効率化の観点から事案によっては

併せて一つの起案で何うことも珍しいことではないが、本来はこれらは異なる意思決定である。

したがって、実施機関が「行政文書の公開決定にかかる意思決定とそれに伴う費用の納付に係る意思決定について、同時に行うか否か定めた文書は作成されていないため、管理していない」とした説明に不合理な点は認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子